

第4章 美しい芦屋をまもる・つくる・そだてる方策

一般的に「景観」とは主観的なものであり、見る人や場所によって全く判断が異なると考えられています。これを客観的に定義し、美しい景観の実現を目的とした効果的な対策を行うには、地域に対する理解と専門的な知識が必要となります。

本市では、専門家によって構成された3種類の附属機関や専門委員を設置し、状況に応じて活用することにより、実効性のある景観行政を可能としています。

1. 計画・方針をつくる・点検する

(1) 都市景観審議会

都市景観審議会とは、本市が景観行政における根幹的な施策を行おうとするときに意見を聴く附属機関です。市として、大きな景観上の方針を決めようとする場合や、地域地区を決定しようとするときには、あらかじめこの機関の意見を聴き、その意見を参考に判断します。具体的には、景観形成基本計画や景観計画の策定や変更、景観地区の決定や変更、景観重要建造物及び樹木の指定や廃止などが挙げられます。本市の景観行政における舵取り役と言えるかもしれません。

2. 景観づくりを支援する

(1) 景観アドバイザー

景観アドバイザーは、芦屋市景観条例に位置付けられた専門委員であり、市は必要に応じてその意見を聴くことができます。その役割は都市景観審議会とは異なり、景観施策の実行的な部分を中心的に担います。実際に計画される建築物や工作物に対し、個別の指導や助言を行うため、景観形成に及ぼす影響は大きく、現実的で重大な役目を担っています。

代表的な業務として「景観アドバイザー会議」が挙げられます。市内において新たに大規模建築物を計画する際には、必ず景観アドバイザーの意見を聴かなければならないことと定められており、複数の景観アドバイザーが集まって意見を述べる会議を開催します。

さらに、申請者や設計者がその場に参加し、行政及び景観アドバイザーに対して計画の設計意図を説明することにより、両者間での意識の共有を図り、情報不足による誤った判断をしないよう工夫しています。

景観アドバイザーは、大規模建築物の計画がより良いものになるよう、専門的な見地から意見を述べ、具体的な対策を含め助言を行います。

景観アドバイザー会議は景観法に基づく手続きではありませんが、会議での意見や助言は、景観法に基づく認定を取得するための条件を整理する際に、大いに参考となるものです。

(2) 景観認定審査会

景観認定審査会は、市が景観法に基づく認定に係る審査を行う場合に、必要に応じて意見を聴くことができますが、新たに大規模建築物を計画する際には、必ず景観認定審査会を開催し、その意見を聴かなければなりません。

戸建住宅などの規模の小さい建築物は、外壁や屋根の色の基準が主だった規制となりますが、共同住宅やテナントビルなどの大規模建築物には、規模や配置など、計画の根幹に関わるような規制がかかります。

しかし、それらの規制は「高さ〇mまでとすること」とか「面積〇㎡以下」といった数値的な基準（定量基準）ではなく、「周辺の景観と調和した建築スケールとすること」といったような行政の裁量に委ねられている基準（定性基準）となっています。

本市では、その際に専門的かつ普遍的な判断を下せるよう、有識者によって構成される認定審査会の意見を参考に、新たな計画が認定相当か不認定相当かを判断します。

